■県営公園の防災関係等情報一覧

（令和5年12月1日現在）

	公園名	所在地（市町）	防災施設設置状況等：防災活動拠点の指定（種類）	防災施設設置状況等：災害応急対策活動拠点の指定（使途）	防災施設設置状況等：国民保護法に規定する避難施設の指定	防災施設設置状況等：内閣府が定める救助活動拠点・広域物資輸送拠点の指定	防災施設設置状況等：防災施設機能：臨時ヘリポート	防災施設設置状況等：防災施設機能：夜間照明施設	防災施設設置状況等：防災施設機能：非常用電源	防災施設設置状況等：防災施設機能：放送設備	防災施設設置状況等：防災施設機能：耐震性貯水槽	防災施設設置状況等：防災施設機能：井戸	防災施設設置状況等：防災施設機能：マンホールトイレ	防災施設設置状況等：防災施設機能：かまどベンチ	防災施設設置状況等：備蓄倉庫	市町地域防災計画における位置付け：指定緊急：避難場所	市町地域防災計画における位置付け：指定緊急：広域避難場所	市町地域防災計画における位置付け：指定避難所	河川区域内 ＊印：河川と関係する内容	浸水想定区域（想定最大規模）の浸水水位 対象河川名：直轄管理	直轄管理	直轄管理	直轄管理	県管理	県管理	県管理	県管理	県管理	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域	埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法）
中央エリア																														
1	大宮公園	さいたま市大宮区	●（県営公園）	●（消防、警察）		●（救助活動）	●	●	●	●	●	●	●	●		地震、洪水、崖崩れ	大規模な火事													B-17号遺跡、氷川神社遺跡（B-18号）、B-19 号遺跡、大宮公園内遺跡（B-20 号）、氷川神社東遺跡（B-103号）、B-106号遺跡
	大宮第2・第3公園	さいたま市大宮区														地震、崖崩れ	大規模な火事		＊第2一部：芝川第7調節池(県)	－	－	－	荒川（第2）0.5m未満	芝川・新芝川 0.5m～3m	－	－	－	－		第2:寿能城出丸跡遺跡（B-12号）、寿能泥炭層遺跡（B-75号）、B-13号遺跡（近接） 第3:B-10号遺跡（近接）
2	戸田公園	戸田市	●（県営公園）		●		●（戸田-03、TD24）	●	●	●	●	●	●	●		地震（自由広場）		地震(管理事務所)	＊漕艇場：笹目川(県)	－	－	－	荒川 5m～10m	芝川・新芝川 0.5m～3m	鴨川 0.5m～3m	鴻沼川 0.5m～3m	笹目川 0.5m～3m	菖蒲川 0.5m～3m		南原遺跡（近接）
3	上尾運動公園	上尾市	●（県営公園）	●（消防、自衛隊）	●	●（救助活動）	●		●	●	●	●	●	●		地震、洪水、大規模な火事		○ 使用可能												西:東町二丁目遺跡
4	秋ヶ瀬公園	さいたま市桜区					●（さい-01、SX60）												1～3次区域：荒川(直轄)	－	－	－	荒川（4次）5m～10m	－	鴨川（4次）0.5m～3m	鴻沼川（4次）0.5m～3m	－	－		
5	北浦和公園	さいたま市浦和区	●（県営公園）					●	●	●	●	●	●	●		地震、洪水、崖崩れ、大規模な火事	大規模な火事													
6	北本自然観察公園	北本市	●（県営公園）							●	●	●								－	－	－	荒川 5m～10m	－	－	－	－	－		馬場遺跡、城中遺跡、問屋坂遺跡、市場遺跡、横田市場遺跡、八重塚古墳群、No85遺跡（近接）
7	埼玉スタジアム2002公園	さいたま市緑区	●（大規模施設）	●（消防、警察）		●（救助活動）	●（さい-07、SX67）	●		●					●				＊綾瀬川大門上調節池(県)	利根川 0.5m～3m	－	－	荒川 5m～10m	－	－	－	－	－		丈右衛門屋敷（近接） 谷ノ前東遺跡（近接）
西部エリア																														
8	所沢航空記念公園	所沢市	●（県営公園）	●（消防、警察、自衛隊）	●	●（救助活動）	●（城西-01、TK48）	●	●	●	●	●	●	●		地震、洪水、内水氾濫、火災	大規模な火事（密集市街地）													
9	こども動物自然公園	東松山市鳩山町	●（県営公園）						●	●	●																	児沢-1	物見山塚群 根平遺跡
10	吉見総合運動公園	吉見町					●（訓練場、HK29）												一部：荒川（直轄）	荒川 5m～10m	－	－	－	－	－	－	－	－		
11	川越公園	川越市	●（県営公園）	●（消防、警察、自衛隊）	●		●（KG80）		●	●	●	●				地震、洪水、土砂災害、火災			3次区域：入間川(直轄)	荒川・入間川 3m～5m	－	－	－	入間川 0.5～3m	－	－	－	－		
12	和光樹林公園	和光市	●（県営公園）	●（消防、警察）	●	●（救助活動）		●	●	●	●	●		●		地震、大規模な火事														
13	彩の森入間公園	入間市	●（県営公園）	●（消防、警察）	●	●（救助活動）	●（城西-15、IR30）	●	●	●	●	●	●	●		大規模な火事														
14	狭山稲荷山公園	狭山市	●（県営公園）	●（消防、警察）	●			●	●	●	●																	鵜木-1、稲荷山公園北下	稲荷山公園遺跡 稲荷山古墳群
東部エリア																														
15	吉川公園	吉川市					●（YM18）												全域：江戸川(直轄)	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
16	久喜菖蒲公園	久喜市	●（県営公園）	●（消防、警察）	●				●	●	●	●				地震				利根川 0.5m～3m	－	－	荒川 3m～5m	－	－	－	－	－		神ノ木2遺跡（近接）
17	さきたま古墳公園	行田市	●（県営公園）	●（消防、警察、自衛隊）	●			●	●	●	●	●				地震				利根川 0.5m～3m	荒川 0.5m～3m	－	－	福川 0.5m～3m	中川 0.5m～3m	－	－	－		さきたま古墳群 野合遺跡
18	しらこばと公園	さいたま市越谷市	●（県営公園）	●（消防、警察、自衛隊）	●	●（救助活動）	●		●	●	●	●		●		地震、大規模な火事				利根川 0.5m～3m	－	－	荒川 3m～5m	－	元荒川 0.5m～3m	－	－	－		
19	羽生水郷公園	羽生市	●（県営公園）	●（消防、警察、自衛隊）	●		●	●	●	●	●	●					地震 大規模な火事			利根川 5m～10m	－	－	－	中川 0.5m～3m	－	－	－	－		弥勒人馬遺跡 惣達遺跡
20	みさと公園	三郷市	●（県営公園）	●（消防、警察）	●	●（救助活動）	●（MS35）	●	●	●	●	●	●	●		地震、大規模な火事				利根川 0.5m～3m	江戸川 0.5m～3m	中川 0.5m～3m	－	－	－	－	－	－		
21	加須はなさき公園	加須市	●（県営公園）		●			●	●	●	●	●				地震			＊青毛堀川一部：花崎多目的遊水地	利根川 5m	－	－	－	青毛堀川 ～5m	－	－	－	－		
22	権現堂公園	久喜市幸手市	●（県営公園）	●（消防、警察、自衛隊）	●		●	●	●	●	●		●	●		地震				利根川 3m～5m	江戸川 0.5m～3m	－	－	－	－	－	－	－		4号：幸手市No.9遺跡、幸手市No.23遺跡
23	まつぶし緑の丘公園	松伏町	●（県営公園）	●（消防、警察、自衛隊）		●（救助活動）	●	●	●	●	●	●				地震、洪水、内水氾濫、大規模な火災				利根川 0.5m～3m	江戸川 0.5m～3m	－	荒川 0.5m未満	中川 0.5m～3m	－	－	－	－		
24	春日部夢の森公園	春日部市	●（県営公園）				●（KS44）	●	●	●										利根川 3m～5m	江戸川 0.5m～3m	－	荒川 3m～5m	－	元荒川 0.5m～3m	新方川 0.5m～3m	－	－		
北部エリア																														
25	荒川大麻生公園	熊谷市					●（KM66）												全域：荒川(直轄)	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
26	熊谷スポーツ文化公園	熊谷市	●（県営公園）	●（消防、警察）	●	●（広域物資輸送）	●（熊谷-01、KM47）	●	●	●	●	●			●		大規模な災害（洪水時、地震時）			利根川 0．5m未満	－	－	－	－	－	－	－	－		北島遺跡、中条古墳群
秩父エリア																														
27	秩父ミューズパーク	秩父市小鹿野町	●（県営公園）	●（消防、警察）	●		●（秩父-04、CC54）	●	●	●	●					洪水、土砂、地震、火事	大規模な火事											土砂災害警戒区域（シャクナゲ園付	薬山遺跡

※指定緊急避難場所：津波、洪水、地震等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるもの。災害の種別によって指定。
※指定避難所：災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設。
※上記は、「災害対策基本法」で明記されている分類であるが、市町村により、避難場所や一時避難場所、広域避難場所など名称や役割が異なる場合がある。
※臨時ヘリポート欄の（　）書きは、県地域防災計画に定める飛行場場外離着陸場の認識番号若しくはドクターヘリランデブーポイントGPS番号